

医療費通知のウェブ化に関するQ&A

Q 1. そもそも医療費通知は何を目的として配布しているのでしょうか？

A 1. 本来の医療費通知の配布目的は、次のとおりです。

- ①被保険者・被扶養者が、受診した際の医療費の利用実績を理解してもらうこと。
 - ②その上で、多重診療などがないよう、効率的な健康保険の活用を促進させていくこと。
 - ③処方薬において、ジェネリック医薬品等の利用を促し、医療費全体を抑制すること。
- つまり、多くの方が誤解していますが、決して確定申告のために配布しているのではなく、医療費を効率よく使っていただき、健康保険組合の財政面の健全化を目指して、正しく適正に健康保険を活用していただくことを目的に配布しています。
- 確定申告への利用はあくまでも副次的な利用であって、必要な要件を満たしている場合に限り医療費控除の確証とすることができるというものです。

Q 2. 医療費通知の本来の目的は理解しましたが、平成29年度からは、確定申告にも利用可能となり、今回の紙ベースからウェブ化への変更で、どんな影響が考えられますか？

A 2. 影響としては、従来、紙ベースで配布したものを、そのまま確定申告に利用できました。

ウェブ化すると、e-TAXによる確定申告を行う必要があり、医療費明細を印刷したものは、そのままでは、確定申告に利用できません。(e-TAXの手続きは、Q 7に記載しております)

確かに、医療費通知は平成29年度から確定申告の医療費控除にも利用できるようになりましたが、位置づけとしては、医療費通知は、あくまでも「補助簿」であり完全・完璧なものではありません。その理由は次のとおりです。

- ①従来の紙ベースでは、1月～11月分の医療費しか掲載されておらず、12月分の医療費に関しては、領収書などの証憑を添付する必要があります。(データ入手の関係で、どこの健保も同様)
- ②医療費の自己負担額と病院の窓口で支払った金額に1円単位の相違があります。

(医療費通知は厚生労働省の作成基準に基づき作成されており、医療費の自己負担額は次の計算式で算出されています。)

診療報酬点数×単価(10円)×自己負担割合(3割若しくは2割)

従って、「10円未満の金額」まで記載されています。

一方、病院の窓口で支払う医療費の額は、健康保険法第75条で「10円未満の金額」については端数処理(四捨五入)することになっています。

どちらも確定申告で認められており、どちらでも構いませんが、その問い合わせは毎年件数も多く、加入者も混乱しやすいかたちとなっております。)

- ③健保としては、医療費通知の記載は6歳まで一律無料として表示を統一していますが、実際の市区町村の負担状況に応じた修正が必要になります。
- ④医療費通知には記載されていない項目（プラス項目・マイナス項目）が多い可能性が高い。
（プラス項目：市販の控除対象になる薬代、通院・入院等の交通費、医療機関の請求遅れなど）
（マイナス項目：当健保からの還付金、生命保険・損害保険などで該当する還付金など）

Q 3. ウェブ化されることになるとパソコンなどのシステム環境のない人はどうなりますか？

A 3. まず、加入者全員に対して、加入者ごとに「ID」と「仮パスワード」を記載した圧着はがきを配布します。

その後、パソコンやスマホを利用できない方については、従来の紙ベースによる対応を行いますので、事業所ごとに取り纏めていただき、健保宛に申請を行っていただきます。

但し、会社で1人1台パソコンやスマホの貸与のある方へは申請があっても認めません。

その理由は、折角紙ベースからウェブ化に変更するにも関わらず、システム環境の整っている方を紙ベースの配布継続の対象とするのは効率的ではなく、制度変更した意味がないからです。

Q 4. ウェブ化に際してのスケジュール感を教えて下さい。

A 4. 現在予定している医療費通知のウェブ化の主なスケジュールは次のとおりです。

- ① 2020年4～6月 システム導入準備（健保・大和総研ビジネス・イノベーション間で）
- ② 2020年7月初旬 加入者全員に個人別「ID」の圧着はがきを配布
- ③ 2020年7月 ウェブ化の方は仮登録から本登録、紙ベース希望者は事業所経由で申請
- ④ 2020年7月 本登録後、4月分以降の診療レセプトを確認可能

Q 5. ウェブ化された場合の加入者のメリットについて教えてください。

A 5. 加入者にとって、医療費通知のウェブ化のメリットは次のとおりです。

- ① いつでも好きな時に医療費の利用状況が確認できる（12月分も可能）
- ② 現金給付の支払い通知書もウェブ化される（お知らせメールが届き確認）
- ③ ジェネリック医薬品の利用状況やランキングが確認できる
- ④ e-TAX による確定申告（医療費控除）に利用できる
- ⑤ 紙ベースによる配布（会社→各部署等）におけるリスク・混乱を回避できる（個人情報保護）

Q 6．医療費通知のウェブ化のデメリットはありますか？

A 6．医療費通知のウェブ化のデメリットについては、次のとおりです。

① そのまま印刷したものでは、医療費控除（確定申告）の確証には使えない。

上記 A 5．④に記載のとおり、e-TAX による手続きでは医療費控除の確証となる。

但し、A 2．で記載のとおり、そもそも医療費通知は確定申告のために配布しているものではなく、補助簿として活用するものなので、領収書が揃っているかなどの確認に活用して下さい。

② 定期的（1 年毎）にパスワードを変更する必要があるが、セキュリティ上は止むを得ない。

Q 7．ウェブ化された医療費通知を確定申告に利用するには、どうすればよいでしょうか？

A 7．e-TAX という方法で確定申告を電子申請することにより、対応が可能です。

e-TAX に表示される医療費等は令和 2 年 1 月分からとなります。

一方、医療費等の明細照会に関しては、令和 2 年 4 月分以降となりますので、ご注意ください。

令和 2 年 1 月から 3 月までの明細は、e-TAX の画面にて確認が可能です。（確定申告しない場合も）

詳細は、別途、添付する「医療費通知ウェブ化の操作マニュアル」をご参照して下さい。

併せて、確定申告の詳細は国税庁 HP などでご確認ください

<https://www.e-tax.nta.go.jp/index.html>

Q 8．他の健保の医療費通知に対する対応はどうなっていますか？

当健保は進んでいますか、それとも遅れていますか？

A 8．当健保が加入している健康保険組合連合会、港方面会第 2 ブロックで言いますと、紙ベースとウェブ化では、ウェブ化の方が多い状況であり、時間が経つにつれてウェブ化が増えています。紙ベース・ウェブ化の双方について言えることですが、敢えて確定申告に利用できないように、記載項目を少なくしている健保が多いと言えます。

その理由は、Q 1．や Q 2．で記載のとおり、この医療費通知のそもそもの目的に照らして考えるとお分かりいただけるとおり、確定申告を目的としているわけではないということに尽きます。ウェブ化については、当健保はどちらかと言えば遅れている方に入っているのではないかと思います。

Q 9．病院の医療費や薬局の薬代の領収書の保管は必要ですか？

A 9．e-TAX で確定申告する場合、それに記載されている該当の領収書は、確定申告の手続き上では、保存義務はありませんが、何かあった時のことを考えておくことは必要かも知れません。

一方、医療費通知のウェブ化の資料（紙やデータ）は補助簿なので、確定申告を行い医療費明細を作成・提出した場合は、5 年間の保存義務が生じます。

Q 1 0．医療費通知の ID やパスワードを忘れてしまった場合は、どうすればいいのでしょうか？

A 1 0．医療費通知のウェブ化のマニュアルに、その場合の操作・手続きについても記載してあります。

以 上